

# 第 1 9 期 決 算 公 告

2022年5月30日

岡山県津山市二宮 2 2 0 0  
津山グンゼ株式会社  
代表取締役 守谷 剛

## 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	326,603,557	流動負債	183,899,689
現金及び預金	2,125,317	買掛金	18,240,141
売掛金	131,635	親会社短期借入金	98,293,652
仕掛品	236,998,687	未払金	3,590,807
原材料	44,111,011	未払法人税等	536,500
貯蔵品	38,959,729	未払事業税等	205,300
未収入金	4,033,500	未払消費税	10,710,600
短期債権	243,678	未払費用	34,473,110
		預り金	159,579
		賞与引当金	17,690,000
固定資産	22,604,145	負債合計	183,899,689
有形固定資産	17,647,962	(純資産の部)	
機械装置	17,647,962	株主資本	165,308,013
投資その他の資産	4,956,183	資本金	100,000,000
長期前払費用	104,234	資本剰余金	160,000,000
繰延税金資産	4,791,949	資本準備金	160,000,000
その他	60,000	利益剰余金	△ 94,691,987
		その他利益剰余金	△ 94,691,987
		繰越利益剰余金	△ 94,691,987
		純資産合計	165,308,013
資産合計	349,207,702	負債純資産合計	349,207,702

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品

移動平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する部分を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社はミシン糸の製造を行っております。これらの製品については、当該製品の引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、国内の販売において、出荷時から引渡しまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

##### ① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

##### ② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用

#### (1) 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、当該会計基準等の適用については、当該会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首利益剰余金に与える影響はありません。

また、当該会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しますが、当該期首利益剰余金に与える影響はありません。

ただし、当該会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

#### (2) 計算書類の主な項目に対する影響額

当該会計基準の適用による影響額はありません。

### 3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。